

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

○東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則.....(産業労働局金融部金融課).....

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課).....

告示 (選)

○不在者投票管理者を置く施設の指定.....

告示 (水)

○昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び

告示 (下水)

昭和五十五年東京都下水道局告示第七十九号(東京都下水道局出納取扱金融機

公告

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出.....(同).....

規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年一月八日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第一号

東京都中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

東京都中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年東京都規則第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「のうち、経営革新のための事業」を削り、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同表二の項を次のように改める。

一 削除							
------	--	--	--	--	--	--	--

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の東京都中小企業高度化資金貸付規則により貸付中又は貸付手続中の中小企業高度化資金については、なお従前の例による。

告示

東京都告示第十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十九年東京都告示第八百八十二号東京都都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・百一十一号大泉学園町北公園

三 事業施行期間 平成二十九年五月十七日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

変更なし

使用の部分  
変更なし

### 告示(選)

#### ●東京都選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)において準用する場合及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年一月八日

東京都選挙管理委員会

施設の名 称 所 在 地  
至誠ホームスオミ・ケア 立川市錦町六丁目二十八番十五  
ハウス

### 告示(水)

#### ●東京都水道局告示第一号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局  
出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部を  
次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年一月八日

東京都水道局長 浜 佳葉子

二収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事  
務を行う機関の部株式会社商工組合中央金庫の項を削る。

### 告示(下水)

#### ●東京都下水道局告示第一号

昭和五十五年東京都下水道局告示第七十九号(東京都下  
水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の  
一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。  
令和三年一月八日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

二収納取扱金融機関の表株式会社商工組合中央金庫の項  
を削る。

### 公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出  
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九  
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ  
つたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進  
法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二  
百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公  
告する。

令和三年一月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人日本がん臨床試験推進機構
- 二 代表者の氏名 高久 史磨
- 三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目六十四番地 神保町

協和ビル六階

一 名称

特定非営利活動法人ファクトチェック・イニシアティ  
ブ

二 代表者の氏名

瀬川 至朗

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿五丁目十五番十四号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変  
更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三  
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があつたの  
で、同法第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行  
に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二  
十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年一月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 特定非営利活動法人東京英語いのちの電話
- 二 代表者の氏名 LANGLEY TIMOTHY PATRICK
- 三 主たる事務所の所在地 東京都港区南青山六丁目十番十一号 ウェスレーセン  
ター二階

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

